

新潟市工事確認実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市請負工事の監督及び検査要綱第13条に規定する工事確認(以下「確認」という。)の実施に関し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の指導育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象は、1件の当初設計金額が400万円を超え500万円未満のものとする。

(確認者)

第3条 確認者は、当該工事の監督を行う者(以下「監督員」という。)及び検査を行う者(以下「検査員」という。)とする。

2 新潟市事務専決規程(平成19年新潟市訓令第9号)において、工事担当課長に検査権限が付与されていない場合、検査担当課長の権限で検査を行うことができる。

(確認の方法)

第4条 確認は、確認者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

2 確認は、監督員が施工確認票(別記様式第1号)を、検査員が工事検査確認票(別記様式第2号)を作成する。

(確認の報告)

第5条 確認が完了したときは、関係書類を添えて工事担当課長等に報告する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和７年７月１５日から施行する。

施 工 確 認 票

工事概要		決 裁		
		課長	補佐	係長
工 事 番 号	第 号	工 期	年 月 日 から	
工 事 名			年 月 日 まで	
工 事 場 所	新潟市 地内	しゅん工日	年 月 日	
受 注 者 名				
請 負 金 額				

確認項目

項目	内 容	確認欄		備 考
		確認	未確認	
工事着手	契約締結後、5日以内に工程表が提出され、着手した。	☐	☐	
建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度の手続きが適切に行われていた。	☐	☐	
看板類	建設業許可票、労災保険関係成立票、施工体系図、建退共が掲示されていた。	☐	☐	
現場代理人	現場代理人が必要な業務を行っていた。	☐	☐	
作業主任者	作業主任者を選任配置し、一覧表が掲示されていた。	☐	☐	
施工体制台帳	下請契約がある場合、現場に備え置いていた。	☐	☐	
緊急連絡網	緊急時等の連絡網が整備され、掲示されていた。	☐	☐	
設計図書の照査	設計図書の照査を行い、現場と相違がある場合、監督員に事前に確認し施工している。	☐	☐	
検査及び立会等	段階確認の手続きが適切に行われている。	☐	☐	
建設副産物等	建設副産物が発生する場合、適切に処理されている。	☐	☐	
指定建設機械	指定建設機械を使用している。	☐	☐	
工程管理	休日、夜間作業時の事前報告など、工程管理が適切である。	☐	☐	
安全活動	安全教育・訓練を実施している。その他安全パトロールなど安全活動を実施している。	☐	☐	

特記事項	
------	--

監督員 所属・職・氏名 ㊞

工 事 検 査 確 認 票

工事概要		決 裁		
		課長	補佐	係長
工 事 番 号	第 号	工 期	年 月 日 から	
工 事 名			年 月 日 まで	
工 事 場 所	新潟市 地内	しゅん工日	年 月 日	
受 注 者 名		検 査 日	年 月 日	
請 負 金 額	円			
監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名				

確認項目

項目		内 容	優れている	普通	やや劣る
完 成 状 況	外 形	仕上がり状況	☐	☐	☐
	出 来 形	設計書、図面、仕様書と工事目的物の照合確認 (形状、寸法、位置、数量等)	☐	☐	☐
	品 質	材質均等、機能性、規格値等の設計関係図書、仕様書との照合 (二次製品の形状、寸法も含む)	☐	☐	☐
施 工 の 配 慮	管 理	安全管理、周囲に対する配慮、工期に対する配慮、受検体制等	☐	☐	☐
	記 録 及 び 資 料	(1) 出来形管理資料 施工図並びに出来形図・表の作成及び正確性の度合 (2) 品質管理資料 品質管理表、試験成績書の正確性の度合	☐	☐	☐
	工 事 写 真	施工状況、出来形寸法、品質管理状況の確認及び編集整理等	☐	☐	☐
後 片 付 け			☐	☐	☐

特記事項	
------	--

検査員 所属・職・氏名 ㊞